

2009 年 4 月 1 日

途上国開発における自由の役割

学籍番号: ED054001

氏名: 和田一哉

比較経済・地域開発専攻

1. 本論文の目的

20世紀半ば以降、世界は先進国と途上国との著しい格差、そして途上国における絶対的欠乏という点で改善を図ろうと試みてきたが、今世紀に入ってもなお貧困にあえぐ人々が絶えない。国際通貨基金や世界銀行をはじめとする国際援助機関によってこのような状況を開拓するための途上国支援がなされてきたが、一部を除き、多くの国や地域で厳しい貧困の下に人々は生活を強いられている。世界では 4200 万人以上の人々が紛争や迫害のため難民化し、毎年 1000 万人近くの子供達が 5 歳に達することなく死亡し、10 億人近くの人々が安全な飲料水へのアクセスを今なお有していない。このように世界の多くの人々が絶対的貧困に依然として苦しんでいる。

現在「開発途上国」と呼ばれている地域における経済開発の歴史は第二次大戦後の 1940 年代後半に始まる。この時期の開発政策はマクロ経済の成長によって貧しい人々にもその果実が浸透することを期待した「トリックル・ダウン」のアイディアに基づき、経済成長を重視する開発政策がとられた。しかし 1960 年代後半以降、期待されたような成果を生み出すことが少なかったそれまでの開発政策を改め、ベーシック・ニーズの充足を中心とする政策、すなわち個人に目を向けた政策へと開発政策の転換が図られた。しかしながら、政府の役割を重視したベーシック・ニーズ・アプローチは 1980 年代に入り急速に衰退し、その後国際通貨基金と世界銀行の構造調整政策にみられる市場メカニズム重視へと開発政策は回帰していった。そこには、ベーシック・ニーズ・アプローチは大きな政府を前提としていたのだが、そのことによって経済に停滞がみられたことや、アジア NIES の急速な成長—トリックル・ダウンを伴う—という背景があった。しかしながら、途上国の市場の不完全性を無視した構造調整政策は、中所得段階にある国々については経済成長を推進する効果を持ったが、サハラ以南アフリカの低所得国での成功的のケースはきわめて少なかったという点で限界があった。

このような流れの中、1980 年半ば以降アマルティア・センの社会選択理論を基礎とした開発に関する考え方方が注目されるようになる。それは、単なる所得の向上を目指すものではなく、基本的ニーズの充足のみを図ろうとするものでもなかった。すなわち、個々のケイパビリティー「本質的に重要な自由」(substantive freedom)—の拡大こそが開発の真の目的であるとの考え方である。ケイ

パビリティ・アプローチでは、単に所得の改善や財の所有によっては人々の貧困は改善し得ない。つまり、単に財を所有することでは人々の生活は良くならない。それを利用して、人が「何をなし得るか」が重要なのである。ケイパビリティ・アプローチが示すのは、人々が自ら価値があると思うように生きることが出来る状況へ改善すること、換言すると「自由」を拡大することこそが、開発の真の目的だということである。

本論文はこのようなアマルティア・センの考えに基づき、開発における人々の「自由」の拡大に焦点を当てる。なかでも、人々の「エージェンシーとしての自由」の促進が、開発においていかなる影響を持ちうるか—その他の「自由」にいかに好ましい影響を与えうるか—に関して検討を試みる。ここで「エージェンシーとしての達成」とは、その人が追求する理由があると考える目標や価値を、それがその人自身の福祉に結びついているか否かに関わらず実現することを指す。つまり、「エージェンシーとしての達成」は、必ずしも自分自身の福祉のためになされるのではなく、その人の重視する目標や目的を全体として追求し結実させることを意味する。そのような目標を達成するための「自由」が、「エージェンシーとしての自由」である。このような性格から、「エージェンシーとしての自由」は、極限の貧困状況においては軽視される傾向が強くなる。しかしながらセンが指摘するように、開発が持続的で力強いものとなるために、「エージェンシーとしての自由」が不可欠であることは、想像に難くない。このことを明らかにするのが本論文の目的である。

また途上国では、貧困の悪影響は女性や子供に対して強く表れることが指摘されている。女性や子供の生存可能性が脅かされ、様々な社会参加が制限されるとといった「自由」の抑圧が、途上国では今なお顕著である。このような背景を鑑み、人々の「エージェンシーとしての自由」が、女性や子供の「自由」に対しいかなる影響をもたらすかに関し、3つの章から構成される実証研究によって定量的に示すことで、本論文の目的の達成を試みる。

2. 本論文の構成

第1章では、インドの乳幼児死亡率にみられる著しい男女格差の要因について検討を行う。インドでは、貧困の影響は脆弱な存在である子供に対して特に大きいことに加え、男児に比べて女児の死亡率が高いという生物学的傾向に反する事実がある。換言すれば、途上国では女児の「平等に生存するための基本的自由」が抑圧されているという問題が存在する。すなわち、女児の「本質的に重要な自由」が著しく損なわれているのである。このことに関しては、成人後女性の労働機会がきわめて少ないと、このため人的投資の必要性が低いと認識されていること、結婚の際に持参金を用意する必要が生じること等が要因として考えられている。このようなことから、成人女性の教育水準や労働参加を「エージェンシーとしての自由」の一部を代理する変数とみなしこれらが女児の生存可能性にいかなる影響を有するかについて検討を行う。ただし、実証分析では識字率や労働参加率といった指標を利用するのだが、これらが経済的指標でもあることに注意が必要である。

女性の労働参加が、家計における消費可能性を高める効果を持つことは、言うまでもない。女性の教育は、人的資本としてみることが可能で、このことから家計にとって経済的な価値があるものと

言える。理論的には、市場賃金が留保賃金より高い場合に入々は労働市場に参加するのであって、これを「エージェンシーとしての自由」としての性質のみを表すとみなすのは適当でないとの意見があろう。しかしながら、女性が労働参加することによって経済的付加価値をもたらす以外に、様々な波及効果が生まれることが予想される。女性の教育についても、経済的な観点からみた人的資本の蓄積という以外の効果を持つ。例えば、女性の教育が向上すると、保健、医療、栄養に関する正しい知識が得られ、家族構成員の健康に良い影響をもたらすことが予想される。また教育や労働を通じて知識や技能が拡大し深化することで、男性に対する発言力が家計内で増大するのみならず、社会的にも積極的な役割を担い貢献するような力が備わることが期待される。個人にとって、家族にとって、そして社会にとって何が重要で、何が問題であるのか、そしてどのような解決方法があるのかについて、積極的に貢献するような力が養われることが予想される。教育水準や労働参加は、「エージェンシーとしての自由」の拡大を通じ、人々の行動選択に影響をおよぼすと考えられるのである。

このような意味で、第 1 章で行う実証分析は本論文のモチベーションを成すものである。一方で、「エージェンシーとしての自由」を表す変数としては、上述のように教育や労働に関する指標を使つており、これらはそのごく一部分を代理するのみであることは否めない。また所得や知識、技能の向上を通じた影響と、「エージェンシーとしての自由」の効果を識別することが出来ていない等の問題がある。これらの課題に関し、続く二つの章で改善を図ってゆくこととなる。

第 2 章では、ケニアの農村部における女性の地位と子供の就学状況との関係に焦点を当てる。ケニアは、アフリカ諸国の中では比較的安定した政治情勢が続き、経済的にも発展した国であるとされる。しかし女性の社会的地位に関しては、現在それほど楽観できる状況にあるわけではない。というのは、形式的には男女平等を基礎として法律が制定されているものの、実質的にはそれによって男女間に不平等をもたらす結果となっていると考えられており、長きにわたり改善の必要性が指摘されてきた。特に土地保有をはじめとする財産権に関して、実質的に女性は男性に比して不利な立場に立たされており早急な改善を求める声が多い。つまり、平等に有すべき基本的な権利—「本質的に重要な自由」—が不当に抑圧されているのである。また、識字率は途上国の中では比較的高い水準を達成しているが、初等教育の達成度はそれほど芳しいものではなく、改善の必要性が指摘されている。

経済理論の交渉モデルでは、不労所得を有することによって保有者のスレット・ポイントが改善し、家計内の交渉力が向上すると解される。すなわち、女性が不労所得を得ることを通じて家計内における交渉力が向上し、家計の意思決定過程に対して影響力を持つようになり、家計の行動の帰結に変化をもたらすことが期待される。先述のとおり、交渉力は意見を表明し反映させる力という意味で「エージェンシーとしての自由」の重要な要素なのである。実証分析では交渉力に大きく影響する不労所得として、女性が両親より相続した土地保有面積を用いる。これは、ケニアにおける女性の財産権の状況を端的に表すものとも解される。財産権を持つことによる交渉力の改善は、男性に比して不当に不利な立場にある途上国の女性にとって「エージェンシーとしての自由」の拡大を意味するものと考えることが出来る。相続した土地保有面積で表される不労所得を交渉力の代

理変数と見なし、子供の就学状況に対する効果を実証分析で調べることにより、交渉力の向上すなわち「エージェンシーとしての自由」の拡大を通じ、子供の厚生—「基本的なケイパビリティ」—にいかなる影響を有するかに関して検討を行うのが、第2章の目的である。

ただし、実証分析で交渉力の代理変数として用いる不労所得には、その適性—外生性—に関する問題が生じることが多い。第2章の実証分析では夫婦各々の土地保有面積を不労所得として用いているが、それぞれの土地の生産物や生産性といったその他の属性を計量モデルにおいてコントロールすることが困難で、この点で不十分であることは否定出来ない。また土地保有面積から観察されるのは、直接的には財産権の状況であり、実際の交渉力は間接的にのみ解釈可能なものである。このような問題を解決するために、第3章では「エージェンシーとしての自由」の基礎として不可欠な要素であり、特定の役割を担う自由である「自律性」に注目した実証分析を試みる。

第3章では再びインドに立ち返り、「女性の自律性」が家計の意思決定過程を通じて家計内資源配分の帰結—子供の保健—にもたらす影響に焦点を当てる。ここで「女性の自律性」とは、女性が家計内において「自らに関連する事柄に対し自らの意思を反映させることができる程度」と定義している。インドの女性は、結婚の意思決定に女性自身の意思が反映されることが少ないと、家庭外での労働あるいは外出すること自体に制約がある等、様々な自由を欠く状況にある。女性が意思決定を自ら行うことのできる範囲がきわめて狭い状況、つまり責任ある「エージェント」として行動するために不可欠である「自律性」を著しく欠く状況にあるという点で、インドにおける女性の抑圧は深刻であり、開発を考える上で改善を要する喫緊の課題なのである。この点で「女性の自律性」という指標を用いて行われる本章の実証分析は、きわめて意義深い。すなわち、人が責任ある「エージェント」として行動するための基礎として不可欠である「自律性」に直接注目した分析を行っている点で、際だった特長を有する実証研究となっているのである。このような理由から、第3章の分析は、前の二つの章で利用した代理変数にくらべて、「エージェンシーとしての自由」の検討に近づいていることは明白であろう。政治的参加や社会的参加の前提となるのは、人々が自律的な意思決定を行う力を持つことであると考えられるのである。すでに述べたとおり、インドでは貧困の影響は子供に対して特に大きい。「女性の自律性」が子供の保健状況にいかなる影響をもたらすかに関し、実証分析により検討することを通じ、本論文の最終的な目標—開発において人々の「エージェンシーとしての自由」がいかなる役割を果たしうるかを明らかにする—を達成しようと試みる。

3. 本論文の成果と課題

第1章では、本論文のモチベーションとも言うべき、インドの乳幼児死亡率にみられる著しい男女格差の要因に注目し、その改善要因に焦点を当てた。成人女性の教育水準や労働参加が女性の「エージェンシーとしての自由」に関する情報を含んだ代理変数であるとみなし、これらが女児の生存可能性にいかなる影響を有するかについて実証分析を行い、検討を試みた。主な結論として、女性の教育水準の向上は乳幼児死亡率の低下をもたらし、また女性の労働参加率の向上と農業以外への職種多様化によって乳幼児死亡率にみられるジェンダーバイアスは緩和されること等が

示された。ただし、代理変数として利用した女性の教育水準や労働参加率は、「エージェンシーとしての自由」のごく一部を代理するのみであり不十分なものであること、また純粋な所得や知識、技能の向上を通じた影響と「エージェンシーとしての自由」の効果を識別することが十分には出来ていない等の問題が残された。

これらの課題を克服すべく、第2章ではケニアの農村部における女性の地位と子供の就学状況との関係に注目することとした。ケニアでは、特に土地所有を中心とした財産権の男女不平等が顕著であり、夫婦の交渉力に大きく影響していることが考えられる。そこでここでは、その交渉力を「エージェンシーとしての自由」の重要な要素と想定することとした。交渉力の代理変数として不労所得—それぞれの親より相続した土地—を利用し、女性の家計内における交渉力の向上が、子供の初等教育就学状況に対しいかなる効果を有するかについて実証分析を行った。その主要な結論として、家計は複数の意思決定主体より成るノン・ユニタリー・ハウスホールド・モデルであること、女性の交渉力を改善させることによって、子供の就学状況が向上しうることが示された。ただし、交渉力の代理変数として利用したのは土地面積であり、土地のその他の属性を考慮することが出来ていないなど外生性の問題を考えうこと、またそれは交渉力を間接的にしか表しえないこと、などの課題が残された。

第3章では前二章の課題を克服すべく、「エージェンシーとしての自由」の基礎として不可欠であると考えられる「自律性」に直接焦点を当てることとした。ここでの「自律性」とは、人々が自ら考え、意見を表明し、行動することが出来る程度を直接表すものとして作成した指標である。このような意味で「エージェンシーとしての自由」に不可欠の要素たる「女性の自律性」が、子供の保健状況に対するいかなる影響を有するかに関して分析を行い、本論文の目的を達成しようと試みた。実証分析の結果、「女性の自律性」の向上は子供の医療受診状況の改善に貢献しうることが示された。一方、「女性の自律性」は子供の死亡可能性には有意な影響を持たないことが明らかとなった。この分析結果の解釈は次のとおりである。すなわち、子供の生死に関わるような極限の貧困状況においては「女性の自律性」というより、教育促進による医療・保健の知識や経済状況の改善等の直接的な貢献の方が重要となる。しかしそのような極限の貧困状況を脱した段階における子供の医療・保健状況—日常の医療—の改善に対しては、「女性の自律性」の貢献が顕著となる。換言すれば、開発の初期段階では絶対的な欠乏—基本的なケイパビリティの欠如—の改善に重点を置きつつも、将来的な開発の進展を見据え、「エージェンシーとしての自由」の醸成にも配慮することが不可欠である、ということが示唆されたのである。

以上のように、本論文によって「エージェンシーとしての自由」の拡大は開発において看過できない大きな影響力を有することが明らかとなった。先行研究で指摘されてきたとおり、教育や労働参加の促進、そして交渉力の改善は、開発の進展に大きく貢献しうることが、本論文の実証研究でも確認された。そして本論文の最も重要な成果は、人々が責任ある「エージェント」として行動するための重要な基礎をなす「自律性」の醸成は、開発が持続的で力強いものとなるために不可欠であることを示した点にある。開発の初期状態において絶対的な欠乏が顕著である場合には、「自律性」すなわち「エージェンシーとしての自由」の基礎として重要な要素は、それほど重視されない

かもしれない。しかしながら開発の初期状態を脱した後の開発プロセスを、持続的で力強いものとするために、これを無視することは出来ない。人々が自らの考えを持ち、意見を表明し、行動する自由は、開発において欠くべからざる「本質的に重要な自由」として、見逃すことは出来ないことを、本論文は示したのである。

なお、本論文の実証研究にも多くの課題が残されている。「自律性」という指標に焦点を絞った第3章の分析は、「エージェンシーとしての自由」の効果、ひいては開発における自由の相互連関性という観点からはごく限定的なものである。これに関しては今後、センが特に注目した5つの「手段的自由」の効果を包括的に検討することが望まれよう。政治的自由をはじめとする5つの「手段的自由」は相互に影響を及ぼしうるため、実証分析上多くの困難を生じさせる。例えば、政治的自由の向上によって経済的便宜は改善されるだろう。同様に、政治的自由の促進によって社会的機会は拡大し、透明性の保証が確保され、保護の安全保障の充実が図られるだろう。一方、経済的便宜の拡大は政治参加をより容易にするとともに、社会的機会、保護の安全保障のさらなる改善をもたらしえよう。透明性を増すことによって、政治や経済はより効率的となるだろう。「手段的自由」のこのような相乗効果的な影響を、実証分析において考慮することは容易ではない。このため、本論文で行ったごとく焦点を絞り、実証研究一つ一つを積み重ねることによってのみ、その検討は可能となるだろう。

また計量分析においては、「エージェンシーとしての自由」の代理変数の効果を所得や資産水準の高さがもたらす効果から峻別すべく、可能な限り所得や資産の代理変数を説明変数として入れよう努めた。しかしデータの制約上、説明変数の欠落によるバイアスの可能性を完全には否定出来ず、所得や資産の水準と「エージェンシーとしての自由」とがプラスに相關している場合、このバイアスは「エージェンシーとしての自由」の効果を過大推計してしまう。このように、所得・資産効果のコントロールがより精緻に行えるようなデータを用いた分析が課題として残されている。さらには、本論文の実証分析対象地域が3つの実証段階で統一されていないということが、総合的な分析という観点からの限界となる。同一地域を対象にした詳細なデータによる3段階の分析を複数の地域を対象に実施して初めて、「エージェンシーとしての自由」の拡大が開発にもたらす影響力が明らかになると考えられる。